

南九州畑作地帯における農地流動化の展開と課題(1)

鶴川通永 (九州農業試験場)

Michinori UKAWA : Tenant and its Problems on Upland Field in the Southern Kyushu(1)

1. はじめに

近年、賃借権設定による農地移動が増加し、南九州(宮崎、鹿児島両県)における1982年の農地移動総面積9,300haの31%を占めるに至った。ここでは賃借権設定による農地移動を農地流動化としてとらえ、南九州の畑作地帯を対象に既存の統計資料によりその実態と特徴をつかみ、農地流動化の展開条件等についての今後の課題を明らかにしようとした。

2. 農地流動化の実態と特徴

1) 農地流動化の概況 「農業センサス」および各年次の「農業調査」(いずれも農水省統計情報部)によると、九州における農家1戸当たり借入面積は1980年以降30aを超え、特に南九州では40aに近く、都府県の27~28aに比べて賃借が活発である。

田と畑の1戸当たり借地面積をみると、都府県では田が多いのに対して九州では畑が多く、鹿児島(1983年)では田24aに対し畑は38aである。1976年以降、南九州では、農用地利用増進事業によるものが多く、また、賃借権設定農地のうちで、畑の占める比率は都府県・九州全体に比べて宮崎(50%前後)・鹿児島(70%弱)は高率であって、それらの借地は飼料作物、イモ類、工芸農作物等の作付拡大に寄与している。

2) 借入開始時期および相手先 「1980年世界農林業センサス事後調査報告書」(農水省統計情報部、1982年3月)によると、南九州では1971年以降に借り入れたものが田では74%、畑では86%と大部分を占めている。貸手についていえば、田では「集落内の人」が70%であって水利規制の関係から集落との結合が強いことがみられるが、畑では「集落外で市町村内の人」が39%を占め、比較的広範囲の地域から借入が行われていることを示している。

3) 借入の階層的特徴 経営耕地規模別の貸付面積と借入面積から借地による農地の集積状況を見ると(農水省構造改善局、「農地の移動と転用」による)、借入面積が貸付面積を上回る階層は、農地法第3条関係では、都府県1.5ha以上層に対して、南九州では1.0ha以上層であり、特に1.0~1.5ha層および1.5~2.0ha層での借入超過が都府県に比して著しい。1982年の純集積率 $[(借入面積 - 貸付面積) / 賃借権設定面積 \times 100]$ を1.0ha以上層についてみると、南九州は、農地法第3条関係では18%で都府県(-4%)・九州(10%)よりも高く、農用地利用増進法関係で

は、南九州(33%)は九州(39%)よりも低いが都府県(29%)より高い。そうしたことから南九州では、近年、農用地利用増進法を介して比較的小規模な農家への農地集積がうかがわれる。

4) 標準小作料と実勢小作料との関係 1980年度に改訂された畑の標準小作料について水準別の地区数をみると(農水省構造改善局資料による)、10a当たり5~10、10~15千円の水準の地区が宮崎では73%、鹿児島では84%と大部分を占めている。一方、前出の「農地の移動と転用」によれば、実勢小作料の水準別件数では同じく5~15千円のもので、宮崎1981年67%、1982年64%、鹿児島同77%・68%であって、上記の水準別地区数の割合よりも低く、15千円以上の水準では実勢小作料の方が高率である。このことは、全国的な傾向と同様に、南九州においても実勢小作料が標準小作料を上回る現象を示すものとみられる。

5) 契約期間の特徴 「農地の移動と転用」によると、農用地利用増進事業による賃借権設定の存続期間別件数割合は、1979年以前では3年契約が最も多く、宮崎1979年37%、鹿児島同47%であった。1980年以降には、10a当たり3~6年契約で1万円、6年以上2万円の農地流動化奨励金が貸手に支払われるようになり、6~9年の契約が増加して最も多くなっている。契約期間の長期化によって、経営の計画化・安定化の面で借入農家にメリットをもたらしたといえる。

3. 今後の研究課題

「昭和58年度耕種生産構造統計調査結果報告書—普通畑利用動向調査結果—」(農水省統計情報部、1984年3月)によれば、将来、普通畑作を「拡大したい農家」では、その拡大方法として「借入れ・受託」をあげるものが多く、拡大志向農家のうちでかなりの農家(全国31%、九州36%)が借入希望をもっている(県別数値は非公表である)。今後、これら農家で農地集積が円滑に行われるためには、①借入農家で土地利用の高度化、生産性向上につながる貸借のあり方、②畑作の基本である輪作体系に適合した借入期間、小作料水準のあり方、③農用地利用増進法による借入の増加により、離作料のない貸借が主流を占めるようになったことから、土地改良投資の回収問題(有益費償還問題)の解決等、諸課題の解明が必要と考えられる。